三重県土地家屋調査士会
桑員支部規則

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　三重県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第６８条の規定により、津地方法務局桑名支局の管轄区域内（以下「支部区域内」という。）に置く支部の名称は三重県土地家屋調査士会桑員支部（以下「支部」という。）とする。

（目　的）

第２条　支部は、会則第６９条に定める会員の指導及び連絡に関する事務、会則第８７条に定める会員の研修に関する事業、会員相互の融和を図る事業、その他支部の目的達成のため必要な事業を行う。

（事務所の所在）

第３条 支部の事務所は、支部長が執務する事務所に置く。

第２章　　会　　員

（支部会員）

第４条　支部の会員は、次に掲げる土地家屋調査士（以下「調査士」という。）及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）とする。

（１）支部区域内に事務所を有する三重県土地家屋調査士会所属の調査士（以下「個人会員」という。）

（２）支部区域内に主たる事務所を有する調査士法人及び支部区域内に従たる事務所のみを有する調査士法人（以下「法人会員」という。）

２　前項（１）、（２）に該当する調査士及び調査士法人は、当然に支部の会員となる。

３　会員が第１項（１）又は（２）に該当しなくなった場合は、会員の資格を失う。

（支部会員名簿）

第５条　支部は、三重県土地家屋調査士会への入会届の写又は会員名簿の写並びに調査士法人の登記簿の写を編綴して支部会員名簿を備えなければならない。

（変更の報告）

第６条　支部の個人会員及び法人会員は、入会届の記載事項又は調査士法人の登記事項に変更が生じた時には、遅滞なく支部長に報告しなければならない。

（変更の記載）

第７条　支部長は、前条の報告を受けたときは、支部会員名簿に所要の事項を記載しなければならない。

第３章　　役　　員

（支部役員）

第８条　支部は、会則第７０条で定められ

た支部長のほか、次の支部役員を置く。

副支部長　１名
会　　計　１名
監　　事　１名
幹　　事　必要に応じて若干名

（支部役員の選任）

第９条　支部長、副支部長、会計及び監事は支部総会において支部の個人会員の中から選任する。

２　幹事は、必要に応じ、支部の個人会員の中から支部長が委嘱する。

（支部役員の任期）

第１０条　会則第３２条の規定は、支部役員に準用する。

２　補欠に寄り選任された役員の任期は、前任者の任期の満了すべきときまでとする。

（支部役員の退任）

第１１条　支部の役員は、任期満了のほか次に掲げる事項のいずれかに該当するときは退任する。

（１）土地家屋調査士法（以下「法」という。）第４２条第１項第１号又は第２号の処分を受けたとき

（２）調査士法人が、法第４３条の規程により処分を受けた場合において、その処分事由が発生した当時、当該調査士法人の社員として在籍していたとき

（３）第４条第１項（１）の調査士でなくなったとき

（４）支部総会において、解任の決議がなされたとき

（支部役員の職務権限及び義務）

第１２条　支部長は、支部を代表して支部の業務を行う。

２　副支部長は、支部長を補佐して支部の業務を行い、支部長が欠員のとき、又は支部長に事故があるときは、支部長の職務を代理する。

３　会計は、経理に関する業務を行う。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）支部の会計に関する監査

（２）支部長、副支部長及び幹事の業務執行の状況の監査

５　幹事が選任された場合、幹事は、支部長及び副支部長を補佐して支部の業務を分掌する。

６　副支部長、会計又は監事が欠員のとき、又は副支部長、会計又は監事に事故があるときは、支部総会の決議により補欠又は職務代行者を選任する。

７　役員は、法令、会則、この規則及び日本土地家屋調査士会連合会会則並びに支部総会の決議を遵守し、適正にその職務を遂行しなければならない。

（支部役員会）

第１３条　支部長は、支部の業務執行上必要あると認めるときは、支部役員会を招集することができる。

第４章　　支　部　総　会

（支部総会と招集）

第１４条　支部総会は、定時総会と臨時総

会の２種とする。

２　支部総会は、支部の個人会員で組織する。

３　支部長は、毎年１回４月に定時総会を招集しなければならない。

４　支部長は、必要があると認める場合には、臨時総会を招集することができる。

５　総会を招集するには、会日の５日前までに支部の個人会員に対して、その通知を発することを要す。

６　支部長は、支部の個人会員の４分の１以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を示した書面を提出して、支部総会招集の請求があったときは、２週間以内に支部総会を招集しなければならない。

７　前項の請求があった後２週間以内に支部総会の招集通知が発せられなかったときは、前項の請求者が支部総会を招集することができる。

８　支部長は、定時総会を開催することができないような災害その他、やむを得ない事情がある場合には、支部役員の同意を得て、定時総会に代え、書面による決議を求めることができる。

９　支部長は、定時総会を開催することができないような災害その他、やむを得ない事情で、個人会員の過半数の申し出がある場合は、定時総会に代え、書面による決議を求めることができる。

１０　前項の書面による決議を求めるときは、支部長は書面の回答期日の 2 週間前に個人会員に対してその通知を発しなければならない。

１１　前項の通知には、書面の回答期日、決議を求める事項を記載しなければならない。

（支部総会の決議事項）

第１５条　次に掲げる事項は、支部総会の決議を経なければならない。

（１）予算及び決算に関する事項

（２）支部規則の制定及び変更に関する事項

（３）支部役員の選任及び解任に関する事項

（４）その他支部運営に必要な事項

（議決権等）

第１６条　総会の決議は、出席した個人会員の議決権の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

２　支部の個人会員は、１個の議決権を有する。

３　個人会員は、他の個人会員を代理して議決権を行使することができる。この場合において代理人として議決権を行使する個人会員は、代理権を証する書面を総会に提出しなければならない。

４　総会の決議について特別の利害関係を有する会員は、議決権を行使することができない。

５　総会の議長は、総会で選任する。

６　前条（２）に関する事項、重要な資産の取得、処分及び多額の債務の負担に関する事項、並びに役員の解任に関する事項の決議は、支部の個人会員の過半数が

出席し、その議決権の過半数で決議する。

７　第 14 条の 8、同条の 9 による書面決議は、返答があった個人会員の過半数の賛成をもって決議する。

８　支部長は、前項の結果を速やかに調査士会員に通知しなければならない。

（議事録）

第１７条　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議事の経過の要領とその結果を記載し、議長及び出席した個人会員２名が署名、押印しなければならない。

（顧問、相談役）

第１８条　支部長は、支部総会にはかって、支部の顧問及び相談役を置くことができる。

２　支部長は、顧問及び相談役に対し、支部の運営に関する事項について諮問を発し、又は助言を求めることができる。

３　顧問及び相談役の任期は、支部長の任期と同一とする。

第５章　　会　　計

（会計年度）

第１９条　支部の会計年度は、毎年４月１日より翌年３月末日までとする。

（会　費）

第２０条　支部会費は、通常会費及び臨時会費とし、現行金額を変更する場合は支部総会の承認を要する。

（支部の経費）

第２１条　支部の経費は、会則別紙第１第７号の規定による交付金、支部会費及び寄付金その他の収入をもって支弁する。

（帳　簿）

第２２条　支部長は、支部経費に関する帳簿を備え付け、常にその収入及び支出の状況を明らかにしておかなければならない。

（予算及び決算）

第２３条　支部長は、毎会計年度の予算案を作成して、支部総会に提出しなければならない。

２　支部長は、毎会計年度終了後遅滞なく当該年度の収入及び支出に関する決算報告書を監事に提出し、次に開かれる支部総会に報告してその承認を受けなければならない。

（旅費、手当等）

第２４条　支部役員の旅費、手当等は、支部役員会の定めるところによる。

第６章　　福　利　厚　生

（慶　弔）

第２５条　支部の個人会員に対する慶祝金、弔慰金及び見舞金を設け、その対象者及び額は支部役員会の定めるところによる。

２　本条に定めのない事項、その他細部につき疑義が生じたときは、支部役員会において決定する。

（申告制）

第２６条　前条に該当する本人、又は遺族などは、支部長に通知するをもって足る。

第７章　　雑　　則

（準用規定）

第２７条　この支部規則において定めないもので、支部運営上必要な事項は、会則の規定を準用する。

附　　則

１　この支部規則は、会則第７２条第２項の規定により、三重県土地家屋調査士会の会長の承認を得た日より施行する。

２　従前の支部規則は、この支部規則の承認の日よりこれを廃止する。